

～一人ひとりに寄り添う支援～

「特定不妊治療費助成事業」を実施しています

お子さんの誕生を希望するご夫婦の約5組に1組が不妊の検査や治療を受けていると言われています。体外受精や顕微授精などの「特定不妊治療」は、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかります。

そのため、市では経済的負担を軽減するため、4月から「特定不妊治療費助成」を実施しています。

【助成対象者】次の要件をすべて満たす方

- ・平成31年4月1日以降に東京都特定不妊治療費助成事業の決定を受けている方
- ・都の特定不妊治療費助成事業の申

請をした日から引き続き夫婦で市内に住所を有し、市税の滞納がない方  
・他の区市町村から同種の助成金を受けていない方

【助成上限額】

- ・特定不妊治療費（医療保険外分）から都の助成額を差し引いた額について次の額とします。

区分	助成上限額
特定不妊治療費	7万円
男性不妊治療費（※）	5万円

※特定不妊治療の一環として行われる、精巣内精子生検採取法等

【問合せ】保健センター ☎ 552・0061

ハローワーク青梅

「職業訓練のご案内」

事務・パソコン・介護・技術など、毎月20コースを開講しています。

【訓練期間】2～6か月

【対象】働くために職業訓練を希望する方

【費用】授業料無料※テキスト代等は自己負担

【問合せ】ハローワーク青梅 梅訓練担当 ☎ 0428・288808

障害者を虐待から守りましょう

障害者が家族、施設職員、会社の事業主などに虐待されていることに気づいた方は、一人で抱え込まず、「福

生市障害者虐待防止センター」に通報してください。虐待をなくすためには、すべての人が協力しなければなりません。地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待されている障害者だけでなく、虐待している家族などが抱える問題の解決にもつながります。 ※通報者の情報は守られます。 【問合せ】福生市障害者虐待防止センター（障害福祉課内） ☎ 551・1511



元気な65歳以上の方を募集しています！

介護予防事業として介護サポーター事業を実施しています。

ます。この制度は、地域の介護施設等で介護サポーター活動（ボランティア活動）を行うことで参加者の健康を促進し、介護予防を図るものです。

介護サポーター活動にはポイントが付与され、翌年にポイント数に応じて最大5,000円の交付金が受けられます。

介護サポーター活動は、ボランティア活動が初めての方でも参加できる内容になっています。

参加をご希望の方は、市役所1階9番介護福祉課高齢福祉係窓口で事前の登録が必要です。

【対象】市内在住の65歳以上の方で、介護保険証の要介護状態区分等が「要介護」、「要支援」、「事業対象者」に該当せず、介護保険料の滞納の無い方

【問合せ】介護福祉課高齢福祉係 ☎ 551・1751

理学療法士が皆さんの集いの場に出張します！

地域での介護予防を応援します。介護予防の話を聞きたい、転倒予防の運動を教えてほしい、足腰や膝の痛み状態に合わせた運動を知りたいなど、ご希望に応じて、理学療法士が出張教室を開催します。

地域の集いの場での介護予防にぜひ活用ください。 ※町会、自治会、老人クラブ、小地域福祉活動、自主グループなど団体ごとにお申し込みください。

【申込み】介護福祉課地域包括支援センター係 ☎ 551・1537へ。

「ひとり暮らし、まず相談を」

日常生活上のさまざまな悩みごとについて民生委員・児童委員が相談に応じ、問題解決に努め、安心した生活を送れるよう実施しています。

【日時】10月9日(水)午後1時～3時

【場所】福祉センター相談室 ※直接お越しください。

【問合せ】社会福祉協議会・成年後見センター ☎ 552・5027

感染症への予防と対応について、感染症から身を守りましょう

冬場が増える感染症から身を守るために、スライドを用いた講義や実技を通して、感染症の基礎知識と実際に感染した時の対処法などを学びましょう。

【日時】11月9日(土)午前10時～11時30分

【場所】福祉センター地下研修室

【定員】先着20人

【講師】片淵盛将氏（東京西徳洲会病院看護部感染症予防対策室）

【申込み】10月9日(水)から電話 ☎ 552・2122 またはメール (fvac@fussa-shakyo.or.jp) まで

ランティア・市民活動センターへ（日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分）。

「ひきこもりの問題を抱える家族へ」

ご自身やご家族のひきこもりについて、悩みを抱えていませんか。ひきこもりとは、「さまざまな要因によって社会的な参加の場面が狭まり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態」を言い、誰にでも起こりうることで、特別なことではありません。

【対象】6か月以上ひきこもり状態にある、義務教育終了後の15歳以上の方

【申込み】保健センター ☎ 552・0061へ。

【電話相談】 ☎ 0120・529・528 ※月～金曜日午前10時～午後5時（年末年始・祝日を除く）



▲民生委員が訪問し、制度を紹介

方に、ボランティアの協力を得て、対面音訳事業を実施しました。

●民生委員制度100周年を契機とした、民生委員による事業協力の結果、災害時要援護者（避難行動支援希望者）登録事業と、救急医療情報キット配布事業の登録者数が大幅に増加しました。

※その他、取り組みや詳細については、市ホームページに掲載しています。

＜個人の方へ＞

道路や点字ブロック上への自転車や物品、看板等の路上放置をなくし、通行の妨げとならないようにしましょう。また、植栽等は歩道にはみ出さないよう、適切な管理にご協力ください。

＜事業者の方へ＞

不特定多数が利用する民間の事業所や店舗等の新設・改修には、都条例によりバリアフリー整備の努力義務が課されています。

誰もが利用しやすい施設の整備に、ぜひご協力ください。

【問合せ】社会福祉課福祉総務係 ☎ 551・1522

～ルールやマナーを守って、誰もが暮らしやすいまちへ～

「バリアフリー」の推進にご協力を

市では、第3期福生市バリアフリー推進計画に基づき、「市民が互いを尊重し、ルールやマナーを守りながら、自由に行動し、かつ、活動できるまち」を目指し、4つの柱でバリアフリーを推進しています。

①施設のバリアフリー

道路、公園、建築物等の市の公共施設や鉄道駅について、バリアフリー化やユニバーサルデザインに取り組んでいます。

②心のバリアフリー

すべての人の人権を尊重したうえで、互いを理解し、安心して社会と関わることを目指しています。

③情報のバリアフリー

誰もが情報を適切に受け取れるよう、発信手段に配慮した取り組みを進めています。

④施策のバリアフリー

誰もが参加・利用できる施策や事業の実施を目指しています。

【平成30年度バリアフリー関連事業の主な取り組み】

- 福生駅東口公衆便所の和式便器を洋式便器に変更するとともに、車いすの方やお子さん連れの方が利用しやすいスペースを設けました。
- 視覚障害等で、墨字資料を読むことが困難な

周囲の理解とサポートが必要です。また、医療の助けが必要なこともあります。

まずは、東京都のひきこもり相談窓口「ひきこもりサポートネット」にご相談ください（相談は無料ですが、利用に伴う通信費等は相談者の負担となります）。

＜訪問相談＞ひきこもりの問題を抱えているご家族を訪問し、相談に応じます（内容により、訪問できない場合があります）。

【携帯メール相談】次のホームページから、利用者登録が必要です。 https://www.hikikomori-tokyo.jp/m/（24時間受付） ※返信には10日程度かかる場合があります。